

平成30年3月14日

お客さま各位

西日本高速道路株式会社

平成30年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、平成30年4月1日からの大口・多頻度割引について、下記のとおり変更
となりますので、お知らせいたします。

記

1. 車両単位割引

| 自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道・一般有料道路 のご利用額 | 割引率 |
|----------------------------------|-----------|
| 5千円を超え、1万円までの部分 | 10% (20%) |
| 1万円を超え、3万円までの部分 | 20% (30%) |
| 3万円を超える部分 | 30% (40%) |

高速国道と一般有料道路のご利用額は別々に計算されます。

※ () 内は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定め
る自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第7
4号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車
両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別
されているETC2.0搭載車両に限り適用される割引率です。（平成31
年3月末まで）

なお、経過措置として、平成30年4月1日以降、一定期間はETC2.0
搭載車両にも適用します。経過措置終了時期などの詳細につきましては、関
係機関と調整のうえ、決まり次第お知らせいたします。

以 上